

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終 (現時点)								
001	令和6年4月1日	クレジットカード会社との寄付金立替払契約について(京銀カードサービス株式会社、株式会社JCB)(ふるさとチョイス)	予定総額 9,720,000		9,720,000	行財政局総務部総務課	京銀カードサービス株式会社 株式会社ジェーシービー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和6年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(株式会社ジーエービー)	予定総額 24,750,000		24,750,000	行財政局総務部総務課	株式会社ジーエービー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	令和6年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(ANAあきんど)	予定総額 16,920,000		16,920,000	行財政局総務部総務課	ANAあきんど株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和6年4月1日	クレジットカード会社との寄付金立替払契約について(京都クレジットサービス、三菱UFJニコス)(ふるさとチョイス)	予定総額 9,720,000		9,720,000	行財政局総務部総務課	三菱UFJニコス株式会社 京都クレジットサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和6年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(さとふる)	予定総額 186,516,000		186,516,000	行財政局総務部総務課	株式会社さとふる	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	令和6年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(トラストバンク)	予定総額 267,300,000		267,300,000	行財政局総務部総務課	株式会社トラストバンク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和6年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(楽天)	予定総額 172,492,000		172,492,000	行財政局総務部総務課	楽天グループ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和6年4月1日	京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託(株式会社JTBFふるさと開発事業部)	予定総額 2,895,500,000		2,895,500,000	行財政局総務部総務課	株式会社JTBFふるさと開発事業部	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
009	令和6年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(ふるなび)	予定総額 708,033,600		708,033,600	行財政局総務部総務課	株式会社アイモバイル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和6年4月1日	京都市ふるさと納税等プロモーション業務委託(京都市ふるさと納税KSコンソーシアム)	予定総額 30,000,000		30,000,000	行財政局総務部総務課	京都市ふるさと納税KSコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和6年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(株式会社一休)	予定総額 92,250,000		92,250,000	行財政局総務部総務課	株式会社一休	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和6年4月1日	寄付に関するアドバイザー業務について(三菱UFJ銀行)	予定総額 12,100,000		12,100,000	行財政局総務部総務課	株式会社三菱UFJ銀行 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
013	令和6年6月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(三越伊勢丹)	予定総額 136,160,000		136,160,000	行財政局総務部総務課	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和6年8月1日	令和6年度市庁舎(本、西)清掃管理業務	6,600,000		6,600,000	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
015	令和6年4月1日	京都市役所公用車駐車場管理業務委託	42,545,000		42,545,000	行財政局総務部庁舎管理課	京都御池地下街株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和6年8月9日	京都市役所内店舗運営事業者に係る公募及び開業に向けた支援業務について	20,000,000		20,000,000	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社ビーエーシー・アーバンプロジェクト	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
017	令和3年8月30日	京都市新北庁舎(仮称)新築工事監理業務委託ただし、建築及び設備工事監理業務委託	134,970,000		136,283,400	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
018	令和3年8月30日	京都市新北庁舎(仮称)新築工事設計業務委託ただし、建築及び設備設計意図伝達等業務委託	8,690,000	103,411,000	107,478,800	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
019	令和6年8月7日	寺町通(二条通〜御池通)連系管路等工事委託	2,916,227		2,916,227	行財政局総務部庁舎管理課	関西電力送配電株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
020	令和6年4月1日	令和6年度財務会計システム保守等業務委託	44,937,200		44,937,200	行財政局総務部総務事務センター	令和6年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体	政令第11条第1項第1号	物品			
021	令和6年4月1日	令和6年度 庶務事務システム保守	33,259,600		33,259,600	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	令和6年5月31日	京都市総務事務センター関連システム機器更新に係る機器設定等の業務委託	125,665,760		125,665,760	行財政局総務部総務事務センター	「京都市総務事務センター関連システム機器更新に係る機器設定等の業務」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
023	令和6年6月20日	令和6年児童手当拡充対応に係る改修業務委託	10,267,455		10,267,455	行財政局総務部総務事務センター	「京都市総務事務センター関連システム令和6年児童手当拡充対応に係るシステム改修業務」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
024	令和6年6月24日	財務会計システムのWindows11対応業務について	9,817,500		9,817,500	行財政局総務部総務事務センター	令和6年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
025	令和6年6月28日	第4期総務事務センター運営業務委託について	1,209,978,000		1,209,978,000	行財政局総務部総務事務センター	アクセンチュア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有	有	2
026	令和6年4月1日	京都市防災ポータルサイト保守業務委託	5,253,600		5,253,600	行財政局防災危機管理室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
027	令和6年4月1日	IP告知システム保守業務委託	6,206,200		6,206,200	行財政局防災危機管理室	株式会社 D T S W E S T	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
028	令和6年4月1日	280MHz デジタル同報無線システム保守業務委託	11,445,280		11,445,280	行財政局防災危機管理室	東京テレメッセージ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
029	令和6年4月1日	気象観測システム保守業務委託	5,038,000		5,038,000	行財政局防災危機管理室	一般財団法人日本気象協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
030	令和6年4月1日	行政業務情報化人事給与システム保守委託契約	29,492,100		29,492,100	行財政局人事部人事課	令和6年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
031	令和6年4月1日	人事評価システム運用保守業務	6,215,000		6,215,000	行財政局人事部人事課	株式会社ケー・デー・シー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
032	令和6年4月1日	令和6年度定型業務の自動化に向けたRPA導入業務	14,300,000		14,300,000	行財政局人事部人事課	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	過去に有		
033	令和6年6月24日	業務改革に向けたBPRの導入	8,039,900		8,039,900	行財政局人事部人事課	株式会社大塚商会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
034	令和6年4月1日	テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用	12,493,800		12,493,800	行財政局人事部人事課	株式会社インターネットイニシアティブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
035	令和6年4月1日	リモートアクセス用ソフトウェア（MagicConnect）調達業務	18,152,640		18,152,640	行財政局人事部人事課	扶桑電通株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
036	令和6年6月28日	京都市の課題解決に向けた施策の立案及び試行実施に関する企画運営業務	5,995,000		5,995,000	行財政局人事部人事課	株式会社DML	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
037	令和6年4月1日	令和6年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）にかかる委託契約	予定総額 61,235,000		61,235,000	行財政局人事部人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
038	令和6年4月1日	令和6年度京都市職員定期健康診断（節目健診代替分）にかかる委託契約	予定総額 18,958,500		18,958,500	行財政局人事部人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
039	令和6年4月1日	令和6年度包括外部監査契約	14,976,500円を上限とする金額		14,976,500円を上限とする金額	行財政局コンプライアンス推進室	有田 耕介	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
040	令和6年6月28日	令和6年度善峰川地籍調査業務委託（H工程（2項委託））	3,630,000		3,630,000	行財政局管財契約部資産管理課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
041	令和6年4月1日	令和6年度京都市電子入札システム保守管理業務委託	40,662,600		40,662,600	行財政局管財契約部契約課	令和6年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体	政令第11条第1項第1号			
042	令和6年4月1日	特別徴収税額決定通知電子化に係るシステム改修業務（総合テスト）	8,103,260		8,103,260	行財政局税務部税制課	特別徴収税額決定通知電子化に係るシステム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
043	令和6年4月1日	京都市個人市民税・府民税課税支援システムの運用保守委託	53,173,560		53,173,560	行財政局税務部税制課	京都市個人市・府民税課税支援システムの運用保守委託業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
044	令和6年7月5日	住民基本台帳ネットワークシステム統合端末等貸借業務	16,962,000		16,962,000	行財政局税務部税制課	住民基本台帳ネットワーク統合端末等貸借業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
045	令和6年4月1日	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等のSEサポート業務	6,811,200		6,811,200	行財政局税務部税制課	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等のSEサポート業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
046	令和6年4月1日	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等貸借業務	6,732,022		6,732,022	行財政局税務部税制課	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等貸借業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
047	令和6年6月1日	税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム端末機器等貸借業務	264,718,960		264,718,960	行財政局税務部税制課	税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム端末機器等貸借業務に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第2号	物品		
048	令和6年4月1日	税制改正（森林環境税）等に伴う新旧連携システム及びコンビニ交付システム改修業務	23,852,290		23,852,290	行財政局税務部税制課	税制改正（森林環境税）等に伴う新旧連携システム及びコンビニ交付システム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
049	令和6年4月1日	令和6年度電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託	5,856,180		5,856,180	行財政局税務部税制課	株式会社インテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品		
050	令和6年4月1日	森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務（総合テスト）	19,513,560		19,513,560	行財政局税務部税制課	森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
051	令和6年4月1日	京都市個人市民税・府民税課税支援システムに係る定額減税対応業務委託	9,075,000		9,075,000	行財政局税務部税制課	京都市個人市民税・府民税課税支援システムに係る定額減税対応についてコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
052	令和6年4月1日	令和6年度税制改正（定額減税）に係るシステム改修業務（システム開発）	45,980,000		45,980,000	行財政局税務部税制課	令和6年度税制改正（定額減税）に係るシステム改修業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
053	令和6年4月1日	令和6年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務	78,640,100		78,640,100	行財政局税務部資産税課	「令和6年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託」コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
054	令和6年4月26日	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システム 非居住住宅利活用促進税用データ抽出及びデータベース作成	6,000,500		6,000,500	行財政局税務部資産税課	株式会社両備システムズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
055	令和6年5月13日	固定資産税（土地）評価替え業務（令和6年度）	39,315,304		39,315,304	行財政局税務部資産税課	大和不動産鑑定株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
056	令和6年6月28日	固定資産税土地評価入力支援業務委託	11,704,000		11,704,000	行財政局税務部資産税課	株式会社両備システムズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
057	令和6年7月31日	固定資産税（土地）に係る令和7年度の時点修正に関する業務委託（令和5年7月1日から令和6年7月1日までの時点修正率）	21,003,592		21,003,592	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
058	令和6年8月19日	固定資産税における家屋外観調査等業務（令和6年度）	14,300,000		14,300,000	行財政局税務部資産税課	株式会社ゼンリン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
059	令和6年4月1日	電力の供給（令和6年度）（市税事務所（ビル葆光））	13,176,295	予定総額	13,176,295	行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
060	令和6年4月1日	令和6年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託	17,660,060		17,660,060	行財政局市税事務所市民税室法人税務担当	TOPPANエッジ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
061	令和6年7月1日	京都市滞納整理支援システム機能改修（民法改正対応）委託業務	9,856,000		9,856,000	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	京都市滞納整理支援システム機能改修（民法改正対応）コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
062	令和6年8月30日	京都市滞納整理支援システムの環境構築に係る業務委託	45,730,740		45,730,740	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	京都市滞納整理支援システムの環境構築に係る業務委託コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
063	令和6年9月25日	京都市滞納整理支援システムの機器リース	175,850,686		175,850,686	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	京都市滞納整理支援システムの機器リースコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
064	令和6年3月21日	滞納整理支援システム機器リース延長	6,914,160		6,914,160	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	滞納整理支援システム機器リース延長コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
065	令和6年4月1日	コンビニエンスストア及びスマートフォン用決済アプリにおける個人市府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）及び同税目に係る延滞金の収納事務及び代理納付事務	予定総額 73,370,000		73,370,000	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	三菱UFJニコス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
066	令和6年4月1日	市税収納金に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務	予定総額 39,062,111		39,062,111	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
067	令和6年8月23日	税務オンラインシステム機能改修業務（軽JNK Sに係る軽自動車税システム改修（二輪小型自動車連携追加対応）（開発））	10,274,187		10,274,187	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	「税務オンラインシステム機能改修業務（軽JNK Sに係る軽自動車税システム改修（二輪小型自動車連携追加対応）」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
クレジットカード会社との寄付金立替払契約について（京銀カードサービス株式会社，株式会社 JCB）（ふるさとチョイス）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京銀カードサービス株式会社
東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー
株式会社ジェーシービー
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,720,000円
- 7 契約内容
クレジットカード決済による寄付金の立替払契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクがクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
「ふるさとチョイス」上でクレジット決済を行う場合、株式会社トラストバンクが指定するクレジットカード会社との間で、クレジットカードの収納代行契約を締結する必要がある。同社はクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため、地域銀行カード各社を相手先に選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（株式会社ジーエーピー）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都品川区西五反田8丁目1番14号 最勝ビル4F
株式会社ジーエーピー
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）24,750,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「G-C a 1 1ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社ジーエーピーと契約する必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
「G-C a 1 1ふるさと納税」については、高額所得者を会員とするカード会社と連携したPR策の実施など、高額寄付者向けのサービスを充実させていることから、寄付単価が高く、本市へ的高額寄付が見込まれるものから契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（ANAあきんど）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区日本橋二丁目14番1号
ANAあきんど株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）16,920,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ANAのふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社であるANAあきんど株式会社と契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
クレジットカード会社との寄付金立替払契約について（京都クレジットサービス、三菱UFJニコス）（ふるさとチョイス）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京都クレジットサービス株式会社
東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,720,000円
- 7 契約内容
クレジットカード決済による寄付金の立替払契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクがクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
「ふるさとチョイス」上でクレジット決済を行う場合、株式会社トラストバンクが指定するクレジットカード会社との間で、クレジットカードの収納代行契約を締結する必要がある。同社はクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため、地域銀行カード各社を相手先に選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（さとふる）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社さとふる
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）186,516,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「さとふる」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社さとふると契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（トラストバンク）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）267,300,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ふるさとチョイス」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社トラストバンクと契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（楽天）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）172,492,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「楽天ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である楽天グループ株式会社と契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託（株式会社JTBふるさと開発事業部）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番25号JTBビル4階
株式会社JTBふるさと開発事業部
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）2,895,500,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、受託者の返礼品提案力、返礼品調達・発送能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式で選定する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により公募を行ったところ、当該事業者から応募があったため、募集要項に定める審査基準により評価した結果、委託事業者として認められたため、委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（ふるなび）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
株式会社アイモバイル
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）708,033,600円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ふるなび」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社アイモバイルと契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ふるさと納税等プロモーション業務委託（京都市ふるさと納税KSコンソーシアム）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号
京都市ふるさと納税KSコンソーシアム
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）30,000,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税等に係るプロモーション業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、受託者の提案力、プロモーション能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要がある。そのため、プロポーザル方式で選定する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により公募を行ったところ、当該事業者から応募があったため、募集要項に定める審査基準により評価した結果、委託事業者として認められたため、委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（株式会社一休）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社一休
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）92,250,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「一休.com ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社一休と契約する必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
株式会社一休が運営するふるさと納税ポータルサイト「一休.com ふるさと納税」は、富裕層から人気の宿泊施設を多く取り扱っており、本市に対する寄付のうち多数を占める宿泊を返礼とする寄付の更なる増加が見込まれることから、契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
寄付に関するアドバイザリー業務について（三菱UFJ銀行）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地
株式会社三菱UFJ銀行京都支店
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,100,000円
- 7 契約内容
寄付に関するアドバイザリー業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
アドバイザリー業務の提供自体が三菱UFJ銀行のネットワーク等を前提とした業務であり、その業務の提供は三菱UFJ銀行のみが可能であるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
三菱UFJ銀行はグループ企業含め国内最大級のネットワークを持ち、京都市の指定金融機関として長らくパートナー関係にあり、本市が抱える各種政策課題も熟知していることから、本アドバイザリー業務の委託先として選定する。本業務にはグループ企業のサービス提供も付帯していることから、併せて三菱UFJリサーチ&コンサルティングとも契約する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（三越伊勢丹）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年6月1日
- 4 履行期間
令和6年6月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町
株式会社ジェイアール西日本伊勢丹
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）136,160,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「三越伊勢丹ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社ジェイアール西日本伊勢丹と契約する必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
株式会社ジェイアール西日本伊勢丹が運営するふるさと納税ポータルサイト「三越伊勢丹ふるさと納税」については、百貨店バイヤーが調達を行い、百貨店が取り扱う厳選した返礼品を多数掲載しており、また百貨店という実店舗における、顧客への直接的な訴求効果も期待でき、寄付上限額の高い富裕層からの更なる寄付増加が見込まれるため

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度市庁舎（本、西）清掃管理業務
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和6年8月1日
- 4 履行期間
令和6年8月1日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60番地2ブロックMビル
株式会社ワン・ワールド
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
市庁舎（本、西庁舎）の清掃管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和6年4月1日付で本業務の契約を締結した受託業者が事業停止により令和6年7月31日付けで契約解除となったことに伴い、緊急での契約が必要であった。
本契約の当初の入札に参加していた他の事業者と調整し、令和6年8月1日から業務の対応が可能であったのが株式会社ワン・ワールドであったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市役所公用車駐車場管理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町492番地1
京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）
42,545,000円
- 7 契約内容
令和6年度京都市公用車駐車場の管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守管理契約の対象となる駐車場が京都市御池駐車場と、出入口、ゲート、泡消火設備等の構造物、設備機器類を共同使用しており、一体として適切に管理を行わないと管理責任の区分が不明確になるおそれがある。
したがって、京都市公用車駐車場と京都市御池駐車場を一体的に管理できるのは、京都市御池駐車場の指定管理者である京都御池地下街株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市役所内店舗運営事業者に係る公募及び開業に向けた支援業務について
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和6年8月9日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区神南1丁目6番地6号 オザワビル
株式会社ビーエーシー・アーバンプロジェクト
- 6 契約金額（税込み）
20,000,000円
- 7 契約内容
京都市役所内店舗区画の店舗運営事業者に係る公募及び開業に向けた支援業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市が店舗の開業に向け、公有財産内への複数店舗の設置という特殊性を踏まえ、技術的・専門的な観点から必要な支援を受けるという契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素における公募型プロポーザル方式によって契約の相手方を選定する必要があった。
公募型プロポーザル方式により、多様な視点から受託候補者選定の審査を行った結果、最も高い評価を得たのが株式会社ビーエーシー・アーバンプロジェクトであったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新北庁舎（仮称）新築工事監理業務委託
ただし、建築及び設備工事監理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
（当初）令和3年8月30日
（変更後）令和6年7月31日
- 4 履行期間
着工命令の日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区瓦町三丁目6番5号
株式会社日建設計 大阪オフィス
- 6 契約金額（税込み）
（当初）134,970,000円
（変更後）136,283,400円
- 7 契約内容
実施設計の成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認するために行う。
- 8 変更理由
西庁舎1階貸店舗の計画区画において、店舗厨房排気設備は、北庁舎竣工後の店舗化に向けた本市工事で設置する計画としていたが、世界的な半導体不足の影響を受けて機器の納期が14箇月程度要することが判明した。このため、店舗開業をできるだけ遅らせないよう、北庁舎工事の中で設置するよう変更したことによる、店舗厨房排気設備の設置及び同設置による西庁舎屋上への防音壁の設置に係る工事監理業務を行うこととしたため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

工事監理とは「実施設計の成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するために行う」(平成21年国交省告示第15号)ものとされており、設計者から独立して工事監理業務が行われることで、当該業務の受注者が設計者とは異なる第三者の立場から、工事の品質確認に係る業務に専念できる点にある。

しかしながら、新庁舎整備事業において、北庁舎は既に施工中である本・西庁舎と3棟一体で性能を発揮する免振構造を採用しており、北庁舎の工事監理業務においても、高度な知識・技能を有する工事監理者に本・西庁舎の工事監理業務を行った実績を持って初めて、工事の品質確認(免振構造の性能確認)に係る業務の履行が可能である。

その事から、京都市新庁舎整備事業の本・西庁舎工事監理業務(平成28年度～令和3年度)を受託していた㈱日建設計大阪オフィスのみが本件業務を遂行可能であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市新北庁舎（仮称）新築工事設計業務委託
ただし、建築及び設備設計意図伝達等業務委託

2 担当所属名

行財政局総務部庁舎管理課

3 契約締結日

（当初）令和3年8月30日
（変更①）令和5年10月10日
（変更後）令和6年7月31日

4 履行期間

令和3年9月1日から令和7年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区瓦町三丁目6番5号
株式会社日建設計 大阪オフィス

6 契約金額（税込み）

（当初）86,900,000円
（変更①）103,411,000円
（変更後）107,478,800円

7 契約内容

工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるため、成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う。

8 変更理由

西庁舎1階貸店舗の計画区画において、店舗厨房排気設備は、北庁舎竣工後の店舗化に向けた本市工事で設置する計画としていたが、世界的な半導体不足の影響を受けて機器の納期が14箇月程度要することが判明した。このため、店舗開業をできるだけ遅らせないよう、北庁舎工事の中で設置するよう変更したことによる、店舗厨房排気設備の設置及び同設置による西庁舎屋上への防音壁の設置に係る設計業務及び意図伝達業務を行うこととしたため。

また、本件業務に含まれる最終的に必要な申請手続の整理のうち構造設計に係る大臣認定申請について、当初想定では3回申請を見込んでいたが、途中段階での申請が軽微な変更覚書となったため認定申請が不要となり、申請回数が2回に変更となったため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

意図伝達とは、「工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるため、成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う」(平成21年国交省告示第15号)ものとされており、設計から工事まで11年に及ぶ新庁舎整備事業において、高度な設計能力に基づいた設計業務の意図の伝達が必要となる。

したがって、本件については、新庁舎整備事業に係る知識・能力等を有することが必要であり、設計者しか行い得ない業務であることから、京都市新庁舎整備事業の基本設計及び実施設計業務(平成26年度～28年度)を受託していた(株)日建設計大阪オフィスのみが本件業務を遂行可能であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
寺町通（二条通～御池通）連系管路等工事委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和6年8月7日
- 4 履行期間
令和6年8月8日から令和7年3月14日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地
関西電力送配電株式会社
- 6 契約金額（税込み）
2,916,227円
- 7 契約内容
寺町通（二条通～御池通）無電柱化事業のうち、電線管理者である関西電力送配電株式会社（以下「関西電力送配電」という。）の電力柵、管路、電線等の既存設備（以下「既存設備」という。）に接続する連系管路等の敷設工事及びケーブル防護（以下「工事等」という。）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託箇所は、関西電力送配電の既存設備と密接不可分となる部分であり、当該既存設備には供用されている電線が多数入線されているため、他事業者が施工した場合、既存設備を破損させる等により電力供給に著しい支障を生じる恐れがある。既存設備を管理する関西電力送配電が工事等を実施することにより、施工中の不測の事態に迅速かつ臨機な対応が可能となり、本委託箇所周辺における電力の安定的な確保ができるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度財務会計システム保守等業務委託

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

令和6年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体
京都府京都市下京区四条通麴屋町西入立売東町1
代表者 富士通株式会社 京都支社

6 契約金額（税込み）

44,937,200円

7 契約内容

予算・収入・支出・決算等を行うための財務会計システムについての運用、保守等を行う。（運用管理保守業務、システム改修・保守業務、端末操作研修、システム関係問い合わせ対応、改善報告）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

財務会計システムは、本市が財務会計事務を行う上での基幹となるシステムであり、円滑に稼働しなければ、本市行政に大きな影響を及ぼす重要なシステムである。そのため、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか、ミドルウェアに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえでシステムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。

当該システムは、本市独自の仕様によるシステムであり、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としている。そのため、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している上記委託先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

財務会計システムの当初開発は平成13年度に富士通株式会社と契約したものであり、この開発時において本改修委託に関連する部分については、再委託業者として株式会社さくらケーシーエス（ソフトウェアの一部の開発）及び株式会社イメージ（旧名都築通信技術株式会社、ハードウェアの開発）並びに富士通エフ・オー・エム株式会社（旧名 富士通オフィス機器株式会社、ソフトウェアの一部の開発）が携わったところである。

財務会計システムの設計開発に係る情報については、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としているので、以上のようなシステムの障害復旧、修正、追加等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、プログラム作成を行った富士通株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能なため、令和5年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体 代表者 富士通株式会社京都支社を契約の相手方とするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 庶務事務システム保守
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
33,259,600円
- 7 契約内容
庶務事務システムの保守業務及び障害対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
庶務事務システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についての業務が多く含まれており、庶務事務システムの保守業務及び障害対応を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では保守業務を行うことは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市総務事務センター関連システム機器更新に係る機器設定等の業務委託

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和6年5月31日

4 履行期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「京都市総務事務センター関連システム機器更新に係る機器設定等の業務」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

125,665,760円

7 契約内容

庶務事務システムに係るハードウェア及びソフトウェアが令和6年12月末で契約満了を迎えるため、別途調達を行うハードウェア及びソフトウェアについて、新たな環境で庶務事務システムの稼働を可能とする機器設定等を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

庶務事務システムは、日本電気株式会社と本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。

本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についてのシステム改修が多く含まれており、庶務事務システムの改修ができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者ではシステム改修をすることは不可能である。

また、委託先の日本電気株式会社から、昨今のシステムエンジニア不足の懸念がある中、業務の履行を完遂するために、「京都市総務事務センター関連システム機器更新に係る機器設定等の業務委託」について、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及び信華信（大連）ソフトウェアサービス股*（人偏に「分」）有限公司の3社で構成する「『京都市総務事務センター関連システム機器更新に係る機器設定等の業務』に係るコンソーシアム（代表者 日本電気株式会社 京都支社長 林 誠一）」により履行する旨の申し出があったため、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムとの契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年児童手当拡充対応に係る改修業務委託

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和6年6月20日

4 履行期間

令和6年6月20日から令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「京都市総務事務センター関連システム令和6年児童手当拡充対応に係るシステム改修業務」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

10,267,455円

7 契約内容

令和6年10月より高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の増額など児童手当制度が改正されるため、改正内容に合わせて庶務事務システムを改修する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

庶務事務システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。

本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についてのシステム改修が多く含まれており、庶務事務システムの改修を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者ではシステムを改修することは不可能である。

また、委託先の日本電気株式会社から、昨今のシステムエンジニア不足の懸念がある中で業務の履行を完遂するために、当業務について日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社の2社で構成する「『京都市総務事務センター関連システム令和6年児童手当拡充対応に係る改修業務』に係るコンソーシアム（代表者 日本電気株式会社 京都支社長 林 誠一）」により履行する旨の申出があったことから、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムと契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
財務会計システムのWindows11対応業務について
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和6年6月24日
- 4 履行期間
令和6年6月24日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和6年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体
京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
代表者 富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
9,817,500円
- 7 契約内容
Windows11 搭載の行政業務端末に対応するため、財務会計システムを改修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
財務会計システムのプログラムの修正や機能の追加等を行う際には、対象であるプログラムだけでなく、関連する他のプログラムの構造も理解し、その影響等について正確な判断を行った上で迅速に対応する必要がある（判断の誤りや修正作業の遅延は、業務に重大な支障をきたす）。
本市の財務会計システムは独自の仕様を採用するとともに、不正な改ざん等を防止する目的で非公開にしており、システムを正確かつ迅速に運用する技術は、財務会計システムの開発及び保守管理を委託している富士通Japan株式会社のみが有している。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
第4期総務事務センター運營業務委託について
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和6年6月28日
- 4 履行期間
令和6年6月28日から令和11年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区赤坂1-8-1
アクセンチュア株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,209,978,000円
- 7 契約内容
内部管理事務（総務事務）を行う総務事務センターの運營業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
業務遂行力の高い業者を選定するためには、業務実施体制や実施方法などの内容を重視した選定方法を採用する必要があり、価格のみを比較する競争入札は適さないため、プロポーザル方式により選定を行い、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
企画提案書及びプレゼンテーションによる審査によるもの。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市防災ポータルサイト保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
5,253,600円
- 7 契約内容
京都市防災ポータルサイトが有する機能及び電気通信等関係法令に定める基準値等の維持並びに設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検、障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するため保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市防災ポータルサイトについては、西日本電信電話株式会社が構築しており、システム詳細設計については一般に公開しておらず、開発業者以外の業者が保守管理を行うことは、システム構築業者と保守業者の責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になるなど、契約の目的を達成できないため、競争入札に適さず、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
I P告知システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社 D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
6, 206, 200円
- 7 契約内容
I P告知システムについて、電気関係法令に基づく点検に加え、障害発生時に京都市からのオンコールによる復旧作業体制を確保するため、保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
I P告知システムについては、株式会社D T S W E S Tが構築しており、システム詳細設計については一般に公開しておらず、開発業者以外の業者が保守管理を行うことは、システム構築業者と保守業者の責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になるなど、契約の目的を達成できないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
280MHz デジタル同報無線システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区西新橋2-35-2
東京テレメッセージ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,445,280円
- 7 契約内容
280MHz デジタル同報無線システムの運用維持（衛星回線、5G設備等使用料等）及びシステム障害監視に加え、障害発生時のリモート障害対応を行う体制を整える。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
280MHz デジタル同報無線システムを開発・構築し、システムの根幹となる280MHz デジタル無線機の無線免許を保持しているのは、東京テレメッセージ株式会社である。
本システムの詳細は一般に公開されていないこと、無線免許人以外がシステム運用及び障害対応等（無線機調整等）を行ってはならないことから他の事業者が運用・保守業務を行うことは不可能である。
よって、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
気象観測システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号
一般財団法人日本気象協会 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
5,038,000円
- 7 契約内容
気象観測システムが有する機能及び電気通信等関係法令に定める基準値等の維持並びに設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検、障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するため保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
気象観測システムについては、一般財団法人日本気象協会が構築しており、システム詳細設計については一般に公開しておらず、開発業者以外の業者が保守管理を行うことは、システム構築業者と保守業者の責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になるなど、契約の目的を達成できないため、競争入札に適さず、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
行政業務情報化人事給与システム保守委託契約
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和6年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表社 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,492,100円
- 7 契約内容
京都市人事給与システムの保守運用管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「行政業務情報化人事給与システム」は、日本電気株式会社が本市との協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、同システムに含まれる一部の既存のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられているに過ぎない。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、同システムの維持・保守に際していずれも必須となるものである。これらについて、日本電気株式会社は、本市から第三者への使用権の譲渡及び貸借を認めないため、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことは不可能である。

また、同システムは、統括管理部門を日本電気株式会社が担当する一方、システム運用・保守業務については、NECソリューションイノベータ株式会社が担当し、分担して受託業務の履行を行っているため、双方と契約を行うために、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに本業務を委託する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人事評価システム運用保守業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区虎ノ門4-2-12
株式会社ケー・デー・シー
- 6 契約金額（税込み）
6,215,000円
- 7 契約内容
京都市の人事評価システムについての運用・保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該システムについては、平成25年度中に実施した公募型プロポーザルにより選定された事業者（上記5の事業者と同一）の保有するパッケージソフトウェアを、本市制度向けにカスタマイズしたものである。
システムの保守・運用管理に当たっては、実施事業者はプログラムの内部情報等を十分に把握しておく必要があるが、当該システムの知的財産権は1の委託業者が有しており、その情報は非公開となっているため、当該事業者以外では運用保守は不可能である。
このため、上記5の事業者との間で随意契約を締結することとする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度定型業務の自動化に向けたRPA導入業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,300,000円
- 7 契約内容
RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）ソフトウェア・実行プログラム等の提供・保守及びRPA操作研修の委託業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市業務には、定型的な業務が幅広く存在しており、本市職員は定型作業に多くの時間を要している。そこで、RPAを導入することで、作業時間を削減し、行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的としている。
したがって、単にRPAツールであれば何でもよいということではなく、上記目的を達成するため、多くのアプリケーションに対応できるか、多くの職員が容易に扱える操作性等が求められる。加えて、シナリオ作成に係る研修体制、適切なセキュリティ対策が必要である。
そのため、当該業務の調達契約は価格競争である競争入札には適さないことから、随意契約を締結する。
また、当該システムの利用環境及び令和元年度から令和4年度に作成されたシナリオを利用できるシステムを提供できるのは、西日本電信電話株式会社のみであるため、西日本電信電話株式会社を契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
業務改革に向けたB P Rの導入
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和6年6月24日
- 4 履行期間
令和6年6月24日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
株式会社大塚商会
- 6 契約金額（税込み）
8,039,900円
- 7 契約内容
業務フローや業務マニュアル等の見直しに関するコンサルティング、業務改革につながる具体的な改善策の提供・実装支援の委託業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市には、業務フローが複雑であるために長時間勤務が発生している所属や業務が非効率であり、多くの作業時間が発生している所属が多く存在している。そこで、本市が導入しているデジタルツールの最大限の活用や業務マニュアルの見直し等を行うコンサルティングにより、業務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的としている。
したがって、上記目的を達成するためには、契約の相手方には、行政の業務に精通し、業務フローやマニュアルを見直したうえで、実際の業務に落とし込める能力、デジタルツールを開発できる能力や業務の効率化に向けた職員への教育等が実施できる能力が必要である。
そのため、当該業務の調達契約は価格競争である競争入札には適さないことから、公募型プロポーザルにより業者を選定し、随意契約を締結している。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区富士見2丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
- 6 契約金額（税込み）
12,493,800円
- 7 契約内容
テレワーク（モバイルワーク、在宅勤務）を実施するにあたり、自宅から勤務先を結び付けるインターネット環境を構築するための、通信回線にかかる費用。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
テレワークの実施にあたり、令和2年3月にテレワーク（在宅勤務、モバイルワーク）に係る通信環境を構築し、現在においても継続して活用している。本契約の相手方は、現在構築しているテレワークに係る通信回線及びモバイルルータの契約先である。仮に、別の事業者と契約した場合、現在貸与しているモバイルルータ500台及びタブレット端末100台を回収し、SIMカードを入れ替えた後、初期設定を行う等膨大な作業が発生する。上記のことから現在貸与しているモバイルルータを回収することがなく、通信回線を提供できる唯一の相手方として株式会社インターネットイニシアティブと契約する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
リモートアクセス用ソフトウェア（MagicConnect）調達業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535
扶桑電通株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,152,640円
- 7 契約内容
テレワーク（モバイルワーク、在宅勤務）を実施するにあたり、自宅等から職場PCへのリモートアクセスに必要である、専用ソフトウェア（1,800ライセンス）の調達費用。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症防止対策等に係るテレワークの実施にあたり、令和2年3月からテレワーク実施環境を構築し、現在においても継続している。仮に、当該ソフトウェア以外の製品を使用した場合、現在構築しているテレワーク用環境（通信回線、運用委託等）を利用できず、別途一からシステム構築を行うなど、多額の費用が発生してしまうため、引き続き当該ソフトウェアを調達する。
また、本契約の相手方は、現在利用中のソフトウェアと管理サーバを同一とすることができる唯一の相手方である。仮に、別の事業者と契約した場合、現在利用中のソフトウェアとは別の管理サーバを構築することとなるため、複数のサーバを管理する負担の発生及び同一サーバ内でないとモバイルワーク制度が実施できない等運用上の不具合が発生する。
上記により、現在利用中のソフトウェアと管理サーバを同一とすることができる扶桑電通株式会社を、唯一の相手方として契約する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市の課題解決に向けた施策の立案及び試行実施に関する企画運營業務

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和6年6月28日

4 履行期間

令和6年6月28日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区下鴨宮崎町119-1
株式会社DML

6 契約金額（税込み）

5,995,000円

7 契約内容

職員の自由闊達な意見交換から政策を生み出す風通しの良い組織風土を一層醸成するため、本市の課題解決のための局を横断した若手職員中心の小規模チームを設置し、市役所内外の知見も取り入れながら意見交換を行い、課題解決に向けた施策の立案や試行（プロトタイピング）を実施するとともに、報告会において市長や課題所管課等に提案のうえ、課題解決に有効な取組については、政策や予算要求に反映していく仕組みを構築することとしている。本業務は、各チームの円滑なコミュニケーションや自由闊達な意見交換が図られ、課題解決に資する効果的な試行ができるようコーディネートを行うとともに、報告会等の企画運営を行うことを目的とする。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務においては、チームの自由闊達な意見交換が行われ、課題解決に資する施策の立案や試行ができるように伴走してもらう必要があり、業者には、これまで他自治体や民間企業等において施策や商品の立案に関わってきた実績やノウハウが求められるため、価格競争である競争入札には適さない。

したがって、委託先の選定に当たっては、単に入札による金額のみの比較によるのではなく、最も目的に合致した業者を選定する必要があるため、プロポーザルにより公募し、最も評価点の高い者を選定した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）にかかる委託契約
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市職員共済組合
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 61,235,000円
- 7 契約内容
定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。
 - (1) 本市では、労働安全衛生法第66条に基づき、職員に対する定期健康診断（以下「定期健診」という。）を実施しており、人間ドックの受診結果のうち、定期健診相当分の結果の提出をもって、本市実施の定期健診受診の代替とすることを認めている。
 - (2) 定期健康診断（人間ドック代替分）の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関（市内28、市外1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
 - (3) 共済組合は、組合員である人間ドック受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担が少額で済むことから、本市職員が人間ドックを受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が定期健診（人間ドック代替分）に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。
上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（人間ドック代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市職員定期健康診断（節目健診代替分）にかかる委託契約

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市職員共済組合

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 18,958,500円

7 契約内容

定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する節目の年齢（35歳、45歳、55歳及び59歳）の職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。

- (1) 本市では、節目の年齢（35歳、45歳、55歳及び59歳）の職員（定期健康診断の代替とすることを申し立てた者のみ）について、疾病り患の予防を目的とし、人間ドック実施機関（以下「健診機関」という。）において、通常の定期健診項目より更に精密な検査を受けることができる京都市職員節目健康診断（以下「節目健診」という。）を実施している。
- (2) 節目健診の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関（市内28、市外1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
- (3) 共済組合は、組合員である節目健診受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担はないことから、本市職員が節目健診を受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が節目健診に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。

上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（節目健診代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度包括外部監査契約
- 2 担当所属名
行財政局コンプライアンス推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区武者小路通室町東入梅屋町466番地ジオグランデ御所西304号
有田 耕介
- 6 契約金額（税込み）
14,976,500円を上限とする金額
- 7 契約内容
監査を行い、監査の結果に関する報告を提出する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
包括外部監査契約については、地方自治法により、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、且つ公認会計士や税理士等の特定の資格を有する者に契約の相手方が限定され、あらかじめ監査委員の意見を聴いたうえで、議会の議決を経て契約を締結しており、価格のみにより相手方を選定する競争入札には適さないため、随意契約により契約を締結している。
契約の相手方の選定にあたっては、関係団体（当該契約にあたっては、日本公認会計士協会京滋会）に複数の候補者の推薦を依頼し、選考を行い決定している。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度善峰川地籍調査業務委託（H工程（2項委託））
- 2 担当所属名
行財政局管財契約部資産管理課
- 3 契約締結日
令和6年6月28日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和7年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
3,630,000円
- 7 契約内容
本件は、善峰川改修事業に必要な用地の範囲について、国土調査法第2条第5項に規定する地籍調査事業を実施するものであり、同法第10条第2項により、地籍図・地籍簿の作成・閲覧（H工程）を委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は善峰川地籍調査事業の実施地区（0.02k㎡）において、H工程「地籍図・地籍簿の作成・閲覧」を実施するものである。
公益法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「公嘱協会」という。）は本市の地籍調査事業における地籍図・地籍簿の作成・閲覧業務を唯一経験している事業者であり、これまで出水区内の6地域で地籍図・地籍簿の作成・閲覧を実施し、業務に必要な知識や能力を十分に有している。また、令和5年度に、H工程の前段であるE工程「一筆地調査」を受託し、土地家屋調査士の知見を十分に発揮し、現地の特性を把握の上、土地所有者との信頼関係も構築していることから、本業務で発生しうる課題等にも迅速な対応が可能となり、当該事業を円滑に履行できる。
他の事業者では、現地の特性やE工程の業務に習熟しておらず、速やかに本業務を実施することができないため、H工程の業務を所要の期限内に取りまとめることが極めて困難であることから、公嘱協会が本業務を確実に履行できる唯一の事業者となる。
したがって、本業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、公嘱協会と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市電子入札システム保守管理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局管財契約部契約課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1京都フコク生命四条柳馬場ビル
令和6年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体
代表者 富士通 J a p a n 株式会社 京都公共ビジネス部
- 6 契約金額（税込み）
40,662,600円
- 7 契約内容
電子入札システム一式の運用保守業務、システム改修保守業務、プロジェクト管理、オンサイトヘルプデスク業務、来庁入札システム保守及び障害時対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務委託は、次に掲げる理由により、契約の相手方が特定されるため、その性質又は目的が競争入札に適しておらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当することから、令和6年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体 代表者 富士通 J a p a n 株式会社と随意契約を締結したものです。

 - (1) 運用保守業務
運用保守業務の対象は、本市の電子入札システムのために開発したソフトウェア及び機器である。電子入札システムのソフトウェアは、システムの標準化を図る目的で、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、本市財務会計システムと一体のものとして構築され、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、運用保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。
 - (2) システム改修・保守業務
システム改修・保守業務の対象は、運用保守業務の対象と同一である本市の電子入札システ

ムのために開発したソフトウェアである。本業務は、これらのソフトウェア等の改修作業を行わせるものである。したがって、業務の履行のためには、運用保守業務の履行の場合と同様に、現行のソフトウェア等に関する詳細な技術情報が必要となる。これらのソフトウェア等は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、システム改修・保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。

(3) オンサイトヘルプデスク業務

オンサイトヘルプデスク業務については、運用保守業務の対象範囲、システム改修・保守の対象範囲の両方を含んでおり、トラブルの発生時には全システムの動作に関する詳細な知識が必要とされる。これらのシステム全般に関する知識を最も豊富に有しているのは、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他である。

(4) 来庁システム保守

来庁システム保守の対象は、本市の電子入札システムに参加するための専用端末を利用するために開発したソフトウェアである。来庁入札システムのソフトウェアは、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。

(5) 障害時対応

システムにおける障害の発生時には、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業の実施を行うこととなる。電子入札システムは本市財務会計システムと一体のものとして構築されており、障害の原因の分析及び原因箇所の特定の際には、財務会計システムに関する詳細な知識又は技術情報が必要となる。本市財務会計システムに関する詳細な技術情報は、財務会計システムの開発業者である富士通株式会社他のみが有しているため、最も迅速、かつ正確に原因分析を行うことができるのは、電子入札システム及び財務会計システムの両方の開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他である。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
特別徴収税額決定通知電子化に係るシステム改修業務（総合テスト）
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
特別徴収税額決定通知電子化に係るシステム改修業務コンソーシアム
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,103,260円

7 契約内容

令和6年度分個人住民税以降、特別徴収税額決定通知書の電子的送付に対応することが義務付けられ、システム改修等が必要になることから、本業務に先行して別途契約した【特別徴収税額決定通知電子化に係るシステム改修業務（システム開発）】（以下「開発契約」という。）で改修されたプログラム等の総合テストを開発契約で作成された総合テスト実施計画書をもとに実施し、問題なく処理ができることを確認する作業を委託するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務でシステム改修の対象とする税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータを使用し、総合企画局デジタル化戦略推進室及び同室から委託を受けた日本電気株式会社が運用・保守を行っているものである。

本業務は税務オンラインシステムの内、個人市民税に係るプログラム部分の改修を目的としたものであるが、税務オンラインシステムは宛名管理などの各種税務事務に係るプログラムの集合体である。

本業務の実施に当たっては、改修を要する本システムのプログラムの範囲や影響などを理解したうえで、他の税務事務に係るプログラムも考慮して要件定義を行って文書化しなければ、それを前提にシステム改修を実施し、万一、障害等が生じた場合、責任区分が不明瞭となり、原因究明や故障修理などの対処ができなくなることから、最終的な目的である税制改正に伴うシステム改修の実現が極めて困難となるほか、それに留まらず既存の機能でさえ損なわれるおそれがある。

については、本業務は既存の機械設備、情報システム等の保守管理等を受託している日本電気株式

会社を代表とする当該コンソーシアムでなければ履行できない業務であるため、当該コンソーシアムを契約の相手方として随意契約の方法により契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市個人市民税・府民税課税支援システムの運用保守委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市個人市・府民税課税支援システムの運用保守委託業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
53,173,560円
- 7 契約内容
京都市個人市・府民税に係る課税支援システムの保守及び運用支援に関する業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市個人市民税・府民税課税支援システムは、株式会社リードコナンが開発・提供を行うパッケージシステムである「税務LAN」を基調として、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社が本市の基幹系システム基盤上に構築したものである。
本業務が履行できるのは、税務LAN開発事業者であり同システムに係る著作権等排他的権利を有する株式会社リードコナンと、環境構築及びバッチ処理等の運用構築を行った日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社のみであることから、契約の相手方がこれらの事業者で構成されるコンソーシアムに特定されるため、これを相手方として随意契約するものとする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民基本台帳ネットワークシステム統合端末等賃貸借業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年7月5日
- 4 履行期間
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住民基本台帳ネットワークシステム統合端末等賃貸借業務に係るコンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
16,962,000円
- 7 契約内容
住民基本台帳ネットワークシステムに接続する端末機器等のリース契約を締結するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由から本契約の相手方が株式会社J E C Cを代表とするコンソーシアムに特定されることから、これを相手方として随意契約を締結する。
 - (1) 本市の住民基本台帳ネットワークシステムは、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）が開発・保守するアプリケーションが稼働しており、当該システムに接続する機器についてはNEC製の機器のみが動作保証されている。そのため、機器導入に当たっては、NECからリース先として指定されている株式会社J E C Cを代表とするコンソーシアムから調達する必要がある。
 - (2) 当該機器は、文化市民局地域自治推進室が所管する住民基本台帳ネットワークシステムに接続しデータ連携を行うが、当該システムを構成する機器等の保守管理を含む賃貸借業務は、本契約の相手方と同様、株式会社J E C Cを代表とするコンソーシアムが実施している。同コンソーシアム以外の事業者では、障害発生時等における責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が実施できないなど、本契約の目的を達成できない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等のS Eサポート業務

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等のS Eサポート業務コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

6, 811, 200円

7 契約内容

税務オンラインシステム端末機器及び個人市・府民税課税支援システム端末機器の障害発生時に調査及びその復旧に向けた対処を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

税務オンラインシステムは日本電気株式会社製のエミュレーターソフトであるETOS J Xにより動作している。

このETOS J Xについては、その動作環境としての対象機器が日本電気株式会社製に限られているため、日本電気株式会社製の機器を使用している。

また、本市の税務オンラインシステムについては、日本電気株式会社製の大型汎用機及び関連する各種サーバー等を利用した動作環境において稼働するものであり、個人市・府民税課税支援システムは税務オンラインシステムと端末を共有している。

ETOS J X及び大型汎用機に関する詳細な技術情報は、日本電気株式会社が有しており、また、日本電気株式会社製の大型汎用機の利用を前提とする環境下において税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムが適切に稼働するための設定や保守、動作保証、障害発生時の対応などを行うことができるのは、日本電気株式会社及び当該技術情報の使用を許諾するNECソリューションイノベータで構成された、当コンソーシアムの他にないことから随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
6, 7 3 2, 0 2 2円
- 7 契約内容
税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムの端末機器等のリース（再リース）契約を締結するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において大型汎用機を用いて電算処理を行っているシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用電子計算機（以下「ACOSシステム」という。）の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われているものであり、動作保証のある機器等を接続して使用し、各種機能を正常に動作させなければ、ACOSシステムの運用に支障が生じ、ひいては課税及び納税業務、各種税証明書発行、通知書発行等が停止するなど、市民生活に大きな影響を与えることとなる。
また、「京都市個人市・府民税課税支援システム」で利用する各機器は、ACOSシステムの機能の一部である「税務オンラインシステム」とそのネットワークや動作環境等を共用しているため、正常に動作させるための各種条件等はACOSシステムと同じである。
これらを踏まえ、既存の各種システム等の機能を損なうことなく、安定的なシステムの稼働環境を保守、運用するため、また、これまで利用してきた各種機器等を引き続き再リースするため、これを供給することができる企業及びACOSの製造元であり、保守、運用等を担うことができる日本電気株式会社等の企業で構成する「京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム」と契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年6月1日
- 4 履行期間
令和6年6月1日から令和10年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
264,718,960円
- 7 契約内容
税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムの端末機器等のリース契約を締結するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において大型汎用機を用いて電算処理を行っているシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用電子計算機（以下「ACOSシステム」という。）の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われているものであり、動作保証のある機器等を接続して使用し、各種機能を正常に動作させなければ、ACOSシステムの運用に支障が生じ、ひいては課税及び納税業務、各種税証明書発行、通知書発行等が停止するなど、市民生活に大きな影響を与えることとなる。
また、「個人市・府民税課税支援システム」で利用する各機器は、ACOSシステムの機能の一部である「税務オンラインシステム」とそのネットワークや動作環境等を共用しているため、正常に動作させるための各種条件等はACOSシステムと同じである。
仮に日本電気株式会社以外の業者が本契約を受託した場合、ACOSシステム及び個人市・府民税課税支援システム（以下「ACOSシステム等」という。）のことは日本電気株式会社にしかわからず、日本電気株式会社の技術情報を他社に開示してもらうことはできないため、日本電気株式会社と設計支援等に係る契約を締結の上、ACOSシステム等の各種機能の調査から開始して、ACOSシステム等の運用に支障が生じないよう本契約でリースする機器等を接続しなければならないことから、相当な調査時間と費用が見込まれる。

これらを踏まえ、既存の各種システム等の機能を損なうことなく、安定的なシステムの稼働環境を保守、運用するため、これを供給することができる企業及びACOSの製造元であり、保守、運用等を担うことができる日本電気株式会社等の企業で構成する「税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム」と契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
税制改正（森林環境税）等に伴う新旧連携システム及びコンビニ交付システム改修業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
税制改正（森林環境税）等に伴う新旧連携システム及びコンビニ交付システム改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,852,290円
- 7 契約内容
森林環境税及び定額減税に係る税制改正等に対応するため、新旧連携システム及びコンビニ交付システムを改修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新旧連携システムは日本電気株式会社（以下「NEC」という。）が開発し、NECソリューションイノベータ株式会社（以下「NES」という。）が保守等を行うシステムであり、税務オンラインシステム及び個人市民税課税支援システムの情報を統合し、コンビニ交付システムやマイナンバー連携システムへのデータ連携を行っている。同コンソーシアムのみがシステムを取り巻く環境やプログラム等を理解しており、他の事業者ではシステム改修を行うことができないほか、不具合等が生じた場合の原因の特定をすることができず、本業務の遂行や契約目的の達成が困難となる。
また、コンビニ交付システムは、NECが開発したパッケージソフトウェアで構築しており、同システムの改修に必要な当該パッケージソフトウェアの詳細な技術情報については、NECとNECから利用許諾を受けたNESのみが保有するため、他の事業者ではシステム改修を行うことができない。
以上のことから、本業務を履行することができるのは、当該コンソーシアムに特定されるため、これを相手方として随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区久太郎町1丁目6番29号 JRE堺筋本町スクエア
株式会社インテック
- 6 契約金額（税込み）
5,856,180円
- 7 契約内容
地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用するため、審査システム等の運用等に関するサービスの提供を受ける。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地方税に係る電子申告については、地方税共同機構が運用管理する電子申告システム（eLTAX）を利用しているが、当該システムと接続して稼働する電子申告審査システムについては、同機構の認定を受けた事業者のみがサービスを提供できるものである。同機構の認定を受けた事業者のうち、これまで本市が利用している電子申告審査システムを保守・運用し、サービスを提供することができるのは、株式会社インテックのみである。
また、電子申告審査システムは、導入当初、入札により最も安価な見積額の提示があった同社と契約したものであるほか、他社システムに乗り換える（リプレースする）場合は、利用料に加え、初期費用（導入費用）が必要となることから、現在使用しているシステムを継続して利用する方が明らかに安価である。
以上のことから、株式会社インテックを契約の相手方とし、契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務（総合テスト）
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,513,560円
- 7 契約内容
森林環境税、その他減免の廃止及び均等割額の引き下げ等の税制改正等に対応するためには、税務オンラインシステムの改修が必要となることから、本業務に先行して別途契約した【森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務（システム開発）】で改修されたプログラム等の総合テストを同契約で作成された総合テスト実施計画書をもとに実施し、問題なく処理ができることを確認する作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務でシステム改修の対象とする税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータを使用し、デジタル化戦略推進室及び同室から委託を受けた日本電気株式会社が運用・保守を行っており、本業務は税務オンラインシステムの内、個人市民税に係るプログラム部分の改修を目的としたものであるが、税務オンラインシステムは宛名管理や収納管理などの各種税務事務に係るプログラムの集合体である。
本業務の実施に当たっては、改修を要する本システムのプログラムの範囲や影響などを理解したうえで、他の税務事務に係るプログラムも考慮して要件定義を行って文書化しなければ、それを前提にシステム改修を実施し、万一、障害等が生じた場合、責任区分が不明瞭となり、原因究明や故障修理などの対処ができなくなることから、最終的な目的である税制改正に伴うシステム改修の実現が極めて困難となるほか、それに留まらず既存の機能でさえ損なわれるおそれがある。
ついては、本業務は既存の機械設備、情報システム等の保守管理等を受託している日本電気株式会社を代表とする当該コンソーシアムでなければ履行できない業務であるため、当該コンソーシア

ムを契約の相手方として随意契約の方法により契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市個人市民税・府民税課税支援システムに係る定額減税対応業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市個人市民税・府民税課税支援システムに係る定額減税対応に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,075,000円
- 7 契約内容
京都市個人市民税・府民税課税支援システムに係る定額減税に係る必要な改修を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市個人市民税・府民税課税支援システムは、株式会社リードコナンが開発・提供を行うパッケージシステムである「税務LAN」を基調として、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社が本市の基幹系システム基盤上に構築したものである。
本業務が履行できるのは、税務LAN開発事業者であり同システムに係る著作権等排他的権利を有する株式会社リードコナンと、環境構築及びバッチ処理等の運用構築を行った日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社のみであることから、契約の相手方がこれらの事業者で構成されるコンソーシアムに特定されるため、これを相手方として随意契約するものとする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度税制改正（定額減税）に係るシステム改修業務（システム開発）
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和6年度税制改正（定額減税）に係るシステム改修業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
45,980,000円
- 7 契約内容
令和6年度税制改正（定額減税）に係る税務オンラインシステムの改修業務（システム開発）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務でシステム改修の対象とする税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータを使用し、総合企画局デジタル化戦略推進室及び同室から委託を受けた日本電気株式会社が運用・保守を行っており、本業務は税務オンラインシステムのうち、個人市民税に係るプログラム部分の改修を目的としたものであるが、税務オンラインシステムは宛名管理や収納管理などの各種税務事務に係るプログラムの集合体である。
本業務の実施に当たっては、改修を要する本システムのプログラムの範囲や影響などを理解したうえで、他の税務事務に係るプログラムも考慮して要件定義を行って文書化しなければ、それを前提にシステム改修を実施し、万一、障害等が生じた場合、責任区分が不明瞭となり、原因究明や故障修理などの対処ができなくなることから、最終的な目的である税制改正に伴うシステム改修の実現が極めて困難となるほか、それに留まらず既存の機能でさえ損なわれるおそれがある。
については、本業務は既存の機械設備、情報システム等の保守管理等を受託している日本電気株式会社を代表とする当該コンソーシアムでなければ履行できない業務であるため、当該コンソーシアムを契約の相手方として随意契約の方法により契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「令和6年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託」コンソーシアム
（コンソーシアム代表）岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
株式会社両備システムズ
- 6 契約金額（税込み）
78,640,100円
- 7 契約内容
土地及び家屋に係る固定資産税等の賦課に係る事務処理に当たり、株式会社両備システムズを代表とするコンソーシアムにより開発された課税支援システムについて、年間のサービス提供（運用保守）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象のシステムは、平成29年度のプロポーザルにおいて選定したコンソーシアム構成企業が著作権を有する各システムを本市用に統合的に構築したものであり、本業務を履行することができるのは、構築を実施した同コンソーシアムに限られるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システム 非居住住宅利活用促進税用データ抽出及びデータベース作成

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和6年4月26日

4 履行期間

令和6年4月27日から令和6年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
株式会社両備システムズ

6 契約金額（税込み）

6,000,500円

7 契約内容

今後創設される非居住住宅利活用促進税の賦課対象物件を特定するために、固定資産税・都市計画税で登録されている家屋及び土地の課税台帳データを抽出する。また、非居住住宅利活用促進税業務で必要な実所在地番の登録が行えるようにデータベースを作成する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を行うために必要な京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムは、株式会社両備システムズが開発したパッケージを利用し、構築したものであり、システムにおける詳細な技術情報とともに、高度な専門技術、知識及びソフトウェア著作権がないと、非居住住宅利活用促進税の創設に必要な固定資産税データの抽出等を実施することができないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
固定資産税（土地）評価替え業務（令和6年度）
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和6年5月13日
- 4 履行期間
令和6年5月14日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区御池通高倉西入る高宮町200番地
大和不動産鑑定株式会社
- 6 契約金額（税込み）
39,315,304円
- 7 契約内容
固定資産（土地）評価の適正化及び公平化を図るために、令和9基準年度評価替えに向けて令和6基準年度の評価内容の見直しを行い、客観的な基準による適正かつ均衡の取れた路線価データを作成することを委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当委託業務は標準宅地や路線価の価格形成要因等の検証及び見直し作業等の固定資産税（土地）の評価替えを行う業務であり、業務を履行するために土地評価に関する知識や京都市の土地価格の事情に精通していることが必要であるため、契約の相手方の能力、技術経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れるものであることから入札に適さず、事業者の能力、提案を評価するプロポーザル方式により、契約の相手方を選定することが適当であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、提案業者を募集したところ、大和不動産鑑定株式会社の評価が高かったことから、同社を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
固定資産税土地評価入力支援業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和6年6月28日
- 4 履行期間
令和6年6月29日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
株式会社両備システムズ
- 6 契約金額（税込み）
11,704,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京都地方法務局が整備した不動産登記法第14条第1項に規定する地図（以下「14条地図」という。）に基づき、第2項に掲げる14条地図整備地域内の画地の認定、計測及び土地台帳への評価案の入力を京都市固定資産税課税支援システムを使用して実施すること。
 - (2) 上記14条地図整備地域以外の表示登記異動通知（令和6年1月～8月受付分）から100筆抽出し、14条地図以外の表示登記異動について試行的に画地の認定、計測及び土地台帳への評価案の入力を甲が使用する京都市固定資産税課税支援システムを使用して実施し、その課題や解決方法等を報告すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当委託業務は固定資産税（土地）の画地認定、画地計測及び土地台帳への評価入力を行う業務のため、業務を履行するために土地評価に関する知識が必要であり、また、大量の件数を短期間で履行する必要があるため、契約の相手方の能力、技術経験に基づくノウハウや業務体制等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れるものであることから入札に適さず、事業者の能力、提案を評価するプロポーザル方式により、契約の相手方を選定することが適当であるため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、提案業者を募集したところ、株式会社両備システムズの評価が高かったことから、同社を契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

固定資産税（土地）に係る令和7年度の時点修正に関する業務委託（令和5年7月1日から令和6年7月1日までの時点修正率）

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和6年7月31日

4 履行期間

令和6年8月1日から令和6年11月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通御池下る綿屋町520番地1 京ビル2号館6階
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会

6 契約金額（税込み）

21,003,592円

7 契約内容

地方税法附則第17条の2の規定により総務大臣が定める修正基準に基づき、令和5年7月1日から令和6年7月1日までの期間における地価の変動率（以下「時点修正率」という。）を令和7年度土地評価に反映させるため、鑑定による時点修正率の把握及び調整業務並びに帳票の作成等これに付随する業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、時点修正率を把握するための鑑定評価を不動産鑑定士に行わせようとするものであり、不動産鑑定に関する高度の専門知識と固定資産税評価に関する知識に精通している者が当たる必要がある。また、時点修正率を把握するためには、本市における土地の価格形成要因を的確に把握する必要があるが、土地の価格形成要因は地域性が強いことから、本市の実情に精通している不動産鑑定士に鑑定評価を実施させる必要がある。

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（以下「鑑定士協会」という。）は、事業目的として、「不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図るため、不動産の鑑定評価等に関する普及啓発、調査研究、情報提供、研修等の事業を行い、もって京都府における不動産の鑑定評価制度の発展と土地等の適正な価格の形成に寄与すること」を掲げている。そして、事業としては、不動産の鑑定評価、不動産の鑑定業等に関する調査研究及び情報の収集提供並びに地方公共団体等が行う地価等の調査に対する支援等を行っており、京都府の許可を得た社団法人の中で、不動産の鑑定評価に関する府下唯一の公益法人である。

また、鑑定士協会は、京都府内に勤務地又は住所を有する不動産鑑定士及び京都府内に事務所を

有する不動産鑑定業者等で構成されており、本市内の土地事情に精通し、土地の価格形成要因を最も的確に把握し得ることができる団体であるといえる。

鑑定評価の対象地点数は、2,547地点と京都市内の全域に及ぶが、本件委託契約で定める履行期間内（～本年11月30日）に業務を遂行するためには、30人を超える不動産鑑定士に鑑定評価を行わせる必要がある。こうした条件の下、委託業務を適切かつ正確に遂行し得る者としては、鑑定士協会以外に適当な事業者は見当たらない。

加えて、鑑定士協会は、令和4年度に「令和6基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務」を本市から受託し、各標準宅地の鑑定評価を行っているが、本件委託契約で行う時点修正は、この標準宅地の鑑定評価を踏まえて行う必要がある。

以上のことから、本業務の委託者として、鑑定士協会が、業務、実績ともに優れており、他に同等の業務を行うことができる委託業者がないため、同法人と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
固定資産税における家屋外観調査等業務（令和6年度）
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和6年8月19日
- 4 履行期間
令和6年8月20日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生賀陽御所町3番地1 京都幸ビル4階
株式会社ゼンリン
- 6 契約金額（税込み）
14,300,000円
- 7 契約内容
固定資産税（家屋）の賦課業務に関して、家屋の滅失や工事完了等についての外観からの調査を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、新增築分家屋や滅失分家屋を外観から把握するために現地調査業務の遂行能力が必要であり、また、大量の件数を短期間かつ定期的に履行することが求められる。技術経験に基づくノウハウや業務体制等により、成果物の性能、技術、履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れるものであることから入札に適さず、事業者の能力や提案を評価するプロポーザル方式により、契約の相手方を選定することが適当であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、提案業者を募集したところ、株式会社ゼンリンの評価が高かったことから、同社を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（令和6年度）（市税事務所（ビル葆光））
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月計量日0時から令和7年4月計量日前日24時まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）13,176,295円
- 7 契約内容
京都市市税事務所（ビル葆光）に電力供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したが、どの事業者からも入札参加意思が示されず、入札非実施となったため、関西電力株式会社と継続して契約する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託

2 担当所属名

行財政局市税事務所市民税室法人税務担当

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和6年7月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
TOPPANエッジ株式会社

6 契約金額（税込み）

17,660,060円

7 契約内容

税額通知書等の作成から印字、圧着、裁断、製本、封入封緘、郵便局への配送までの一括業務委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、個人の所得情報や扶養情報等の個人情報が多々含んだ税情報を取り扱うものであり、受託者の経験に基づくノウハウや技術等により、セキュリティ対策等に顕著な差異が現れることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式で選定した業者と引き続き契約を行うものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル（令和5年度に実施）により選定した受託候補者を相手方として、契約を締結し、経費支出を行う。なお、当該支出負担行為は、令和5年度に締結した契約の「後続する契約」にあたるものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市滞納整理支援システム機能改修（民法改正対応）委託業務
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
令和6年7月2日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市滞納整理支援システム機能改修（民法改正対応）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,856,000円
- 7 契約内容
令和2年4月に施行された「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）により、消滅時効に関する見直しが行われた。この法改正を滞納整理支援システムへ適用するための改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の改修対象である滞納整理支援システムは、パッケージソフトをカスタマイズしたものであり、パッケージソフトの著作権を保持している株式会社シンクを含めたコンソーシアムでなければ、改修を行うことはできない。また、本契約は滞納整理支援システムと大型汎用機との間でデータ連携を行う必要があり、大型汎用機の運用保守を行っている日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社と協力して作業を進める必要がある。そのため、滞納整理支援システムの開発から現在まで引き続き運用保守を行っているコンソーシアムと随意契約を行うこととする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
当契約は、日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアムが組まれている。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市滞納整理支援システムの環境構築に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和6年8月30日
- 4 履行期間
令和6年8月31日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市滞納整理支援システムの環境構築に係る業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
45,730,740円
- 7 契約内容
本委託業務は、京都市滞納整理支援システム用機器等のリース期間終了に伴い、別途調達した機器及びソフトウェアを用いて、システムを継続利用できるよう環境構築を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
滞納整理支援システムの機器入れ替えに対応するために、本契約にてソフトウェアの改修を行うが、ソフトウェアはパッケージソフトをカスタマイズしたものであり、著作権を持つ株式会社シンクしか改修を行うことができない。
滞納整理支援システム用機器のリース期間後に新たにリースする機器においても、現在利用しているサーバー環境はそのまま利用し続けることになり、現在サーバー環境の保守運用をしている日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社しか対応することができない。そのため、運用保守を行っている日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社シンクを含んだコンソーシアムと随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
当契約は、日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアムが組まれている。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市滞納整理支援システムの機器リース
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和6年9月25日
- 4 履行期間
令和7年3月1日から令和10年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市滞納整理支援システムの機器リースコンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
コンソーシアム代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
175,850,686円
- 7 契約内容
滞納整理支援システムの端末等は、令和6年3月25日から令和7年3月24日まで（一部機器は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）リース契約を締結している。リース切れに対応するため、新しく端末等のリースを行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本システムの端末は大型汎用機も利用する必要があり、現在システムの保守・運用を行っている業者（NEC）から、大型汎用機について動作保証がとれた端末が必要であると説明があった。併せて、機器の保守において、機器の故障等にかかる調査時に大型汎用機の知識・経験が必要となる。端末の不具合が生じた場合、速やかな対応がないと、本システムの運用にも著しい支障が生じる。そのため、滞納整理支援システムの開発から現在まで引き続き運用保守を行っているコンソーシアムと随意契約を行うこととする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
当契約は、株式会社J E C Cを代表者とするコンソーシアムが組まれている。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
滞納整理支援システム機器リース延長
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和6年3月21日
- 4 履行期間
令和6年3月25日から令和7年3月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
滞納整理支援システム機器リース延長コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
コンソーシアム代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
6,914,160円
- 7 契約内容
滞納整理支援システム及び税務オンラインシステムのサーバ、端末等は、平成31年3月25日から令和6年3月24日までの5年間のリース契約を締結している。次期機器更新については、令和7年3月を予定しているため、次期機器更新までの1年間リース延長を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の滞納整理支援システムは、日本電気株式会社の大型汎用機を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、日本電気㈱が著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステムを稼働させることができない。
また、システム稼働に支障を来すことになれば、本市税の徴収業務に支障を来す。そのため、本システム等を安定稼働させるには、著作権を有する特定の1者としてしか契約ができないものである。
これらの理由から、現在本システム等の保守・運用を行っている日本電気株式会社をメンバーに含む株式会社J E C Cを代表とするコンソーシアムとリース契約を締結する必要があるため随意契約を行うこととする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
当契約は、株式会社J E C Cを代表者とするコンソーシアムが組まれている。

随意契約締結結果報告書

1 件名

コンビニエンスストア及びスマートフォン用決済アプリにおける個人市府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）及び同税目に係る延滞金の収納事務及び代理納付事務

2 担当所属名

行財政局 市税事務所 納税室 納税推進担当

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）73,370,000円

7 契約内容

コンビニエンスストアにおける納付事務については収納事務、スマートフォンアプリによる納付については代理納付事務として、以下の内容を委託する。

- (1) コンビニエンスストア本部及びスマートフォンアプリ事業者（以下「コンビニ本部等」という。）から払い込まれた、本市が発行するコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書に基づく収納金の取りまとめに関すること。
- (2) 収納金の本市の指定する金融機関への払込みに関すること。
- (3) コンビニ本部等から配信された収納情報の取りまとめ及び本市への収納情報の配信に関すること。
- (4) 収納情報の原本である領収済通知書及び原符の保管に関すること。
- (5) 収納事務に係る当事者間の折衝及び報告等の調整に関すること。
- (6) 上記(1)から(5)に付随するもので、本市、収納代行業者及びコンビニ本部等が協議して合意した業務に関すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

市税のコンビニエンスストア収納については平成19年度から、軽自動車税の当初発行分納付書に係る収納を参加希望型指名競争入札により決定した三菱UFJニコス株式会社に業務委託しており、平成27年10月からはオンライン納付書及び一部のOCR納付書を対象に、収納対象税目を個人市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及

び軽自動車税に拡大、翌年4月1日からはこれらの税目の当初納付書・例月納付書等の全てのOCR納付書にまで対象を拡大している。その際、順次納付書の発行及びその収納に係るシステムについてプログラム改修を行ってきたが、三菱UFJニコス株式会社に収納委託を実施しながらの改修であったため、三菱UFJニコス株式会社の仕様に即したシステムとなっている。

このため、現行の本市収納システムは納付書発行や消込データの取り込み等について、三菱UFJニコス株式会社1社のみに対応している。一方、現在、国が進める電算システムの標準化による、システム再構築が予定されている中、多額の費用を要するシステム改修はできない。

上記の理由により、現行システムにおいて当該業務を円滑に遂行できるのは三菱UFJニコス株式会社のみであることから、競争入札に適していないため三菱UFJニコス株式会社を相手方とし随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市税収納金に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務
- 2 担当所属名
行財政局 市税事務所 納税室 納税推進担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）39,062,111円
- 7 契約内容
市税収納金の収納消込事務の電算処理の円滑化を図るために以下の内容を委託する。
 - ① 市税収納金領収済通知書データ作成システムのプログラム保守
 - ② 市税収納金領収済通知書データ作成業務の運用手順作成及び変更管理
 - ③ 市税収納金領収済通知書データ作成業務のパンチ指示書の作成
 - ④ 市税収納金領収済通知書データ作成業務処理センター運営管理
 - ⑤ 市税収納金領収済通知書データ作成業務処理用コンピュータ、OCR機器等の更新・保守計画策定
 - ⑥ 市税収納金領収済通知書データ作成業務の統括窓口
 - ⑦ 市税収納金領収済通知書のパンチ
 - ⑧ 市税収納金領収済通知書OCR機読取・分類オペレーション
 - ⑨ 市税収納金領収済通知書データ作成処理コンピュータのオペレーション
 - ⑩ 収納機関別の枚数、金額の検証・照合作業
 - ⑪ 市税収納金領収済通知書の分類作業
 - ⑫ 市税収納金領収済通知書の保存
 - ⑬ 地方税ポータルシステム(eLTAX)からの地方税共通納税システムによる納付分納付データの受信
 - ⑭ 地方税共通納税システムによる納付分納付データの市税収納金領収済通知書データ形式への編集及び市税収納金領収済通知書データ作成システムへの登録

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、市税に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容を収録したデータを作成し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。

公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。本件における照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法や三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかで安全な運搬ルートが構築されているのは、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社（以下「MUTBO」という。）1社である。

MUTBOは、平成28年10月まで本業務を受託していたTIS株式会社と本市指定金融機関である三菱東京UFJ銀行（現：三菱UFJ銀行）の共同出資により、自治体の公金収納事務の課題解決等を支援することを目的として、平成23年7月に設立された会社であり、公金収納業務をTIS株式会社から移管され総合収納システムにより当該業務を処理していることから、以下のことが言える。

- ① MUTBOはTIS株式会社を持つ公金収納事務の電算処理化業務のノウハウと実績を承継し、三菱UFJ銀行が公金収納事務に特化して開発した総合収納システムを利用した高度なサービスを提供可能な唯一の事業者であること。
- ② データ伝送をLWAN回線で行うため安全性・利便性の確保が図られること、データに実収納日が反映できること、各システムへのデータ反映までに要する日数が短縮出来ること、スキャンされた領収済通知書を画面で容易に検索・確認できることや公金収納の多様化が進む中で収納チャネル拡大に対応できることなど、高度な対応が総合収納システムの利用によって実現されており、それは本市が必要としている点でもあること。
- ③ MUTBO以外の第三者が収納金の電子データの作成及び加工等を行うこととすると、改めて収納代理金融機関ごとの領収済通知書の枚数と合計金額の照合及びそれについての確認作業、記入漏れ及び判読不能分の領収済通知書の抽出及びその調査を行わなければならないなど、当該業務が著しく遅滞するおそれがあること。
- ④ MUTBO以外の第三者が本業務を行うこととなると、現在、保険年金課や幼保総合支援室等の所管分と一括して行っている領収済通知書の運搬作業及びデータ化において、別途の作業が発生することから、経費及び処理時間が増大し、本市全体として経済的合理性を欠く可能性が生じること。
- ⑤ 総合収納システムの利用については、各業務の収納機能共通化に大きく寄与するものであり、会計室、デジタル化戦略推進室及び他業務（国民健康保険等）の収納事務所管課も含めた全庁的な収納機能共通化の方針に基づくものであること。

以上のことから、公金収納事務の電算処理化業務の高度な技術と蓄積されたノウハウ、照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法及び三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートを承継し、契約内容の確実に速やかな履行及び、総合収納システムの利用による高度なサービスの提供が可能で、かつ全庁的な方針にも適う委託先は、TIS株式会社と三菱UFJ銀行両社の出資を受けるMUTBO1社だけである。本件契約で委託する役務は、他の特定役務をもって代替させることができない特定役務であり、調達の相手方が特定されているため、同社を相手方として、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

税務オンラインシステム機能改修業務（軽JNK Sに係る軽自動車税システム改修（二輪小型自動車連携追加対応）（開発））

2 担当所属名

行財政局 市税事務所 納税室 納税推進担当

3 契約締結日

令和6年8月23日

4 履行期間

令和6年9月1日から令和6年11月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「税務オンラインシステム機能改修業務（軽JNK Sに係る軽自動車税システム改修（二輪小型自動車連携追加対応）」コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

10,274,187円

7 契約内容

税務オンラインシステムについて、令和7年4月から始まる、軽JNK S（軽自動車税納付確認システム）における二輪小型自動車連携追加に係るシステム改修において、以下の内容を委託する。

- ① システム改修業務
- ② プロジェクト管理業務
- ③ 品質管理業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

日本電気株式会社とその関連会社（以下、「当該業者等」という。）が、本システムの開発業者であり、現状、本システムの保守を実施しているのが当該業者等であることから、システム改修及びそのトラブルにも対応できる唯一の業者である。

このことから、当該業者等からなる「税務オンラインシステム機能改修業務（軽JNK Sに係る軽自動車税システム改修（二輪小型自動車連携追加対応）」コンソーシアムに委託しなければ、システム全体の稼働保障が得られないため、同コンソーシアムを相手方とし随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他